

# ケアプランチェックの業務の流れ

令和元年1月1日

	指定居宅介護支援事業所	地域包括支援センター
1. ケアプランの作成	○ガイドラインに基づき、ケアプラン作成	
2. 原案プランの承認	<p>①掲示板か電話で包括へ確認を依頼する。</p> <p>⑥プランチェック終了の報告を受ける</p>	<p>②ケアプランチェックの依頼を受ける</p> <p>③ケアプランチェック 必要箇所の入力が行われているか確認を実施</p> <p>④必要箇所の確認を実施後【意見】欄に日付とコメントを入力し居宅へ連絡</p>
3. サービス担当者会議の開催・同意・提出	<p>①サービス担当者会議の開催</p> <p>②利用者及び家族よりの説明及び了承を得る。</p> <p>③ケアプラン「原本」を包括へ送付し、「写し」を保管する。</p>	○ケアプラン「原本」を保管する。
4. 市役所へ提出	○担当者会議開催後、「ケアプラン点検の実施について」(R1.11.25)を参考に市役所へ提出する	